

●京都府議会2008年12月定例会で日本共産党の西脇いく子府議が行なった代表質問と答弁の概要をご紹介します。

12月定例会代表質問

西脇いく子（日本共産党、京都市下京区）2008年12月4日

【西脇】日本共産党の西脇郁子です。議員団を代表しまして、知事ならびに理事者に先に通告しております数点についてお伺いします。

質問に入ります前に、国庫補助金の不正経理問題と裏金問題について、一言申し上げます。これらの問題は、すでに知事や関係部局の陳謝や記者会見が繰り返されておりますが、全庁調査でも新たな事実が明らかになるなど、いまだに全容の解明に至っていません。一刻も早く全容を解明するとともに再発防止策を示し、府政に対する信頼を回復することに全力をあげることを強く求めて質問に入ります。

【知事】公金問題については、徹底究明に努め、その上で再発防止に全力をあげていきたい。

景気悪化から府民の雇用と営業を守れ

【西脇】今、府民の雇用や暮らしは、府内各地どこでも極めて大変な事態です。わが党議員団はこの間、府内各地での調査を進めてきましたが、自動車や機械、電子部品メーカーなどの輸出型製造業を中心に、下請企業に対する仕事の打ち切りや派遣労働者に対する解雇や人員削減の強行が日々広がっています。

例えば村田機械では、派遣労働者と請負労働者200人強削減。三菱自動車京都工場などに派遣社員を送り込んでいる派遣会社は、約100名の派遣労働者を11月末で解雇。その他、半導体メーカーの「ローム」や福知山の長田野工業団地のパナソニックフォトライティング、京丹後市の「日進」での派遣労働者の雇い止め、三菱電機、（日本電産）シンポなど、わかっているだけでも1200名以上の人減らしの情報が寄せられています。

知事は、先の決算委員会総括質疑で「雇用問題に全力をあげて取り組んでいきたい」とお答えになりましたが府内の雇い止め、リストラの状況を緊急に調査掌握し、個別企業にも、リストラをやめるよう強く求めることが緊急に必要です。また、最高裁判所は「解雇整理にあたっての四要件」を明らかにしていますが、派遣社員や期間社員の解雇も同様の基準が適用されるべきです。継続雇用されている派遣労働者や期間労働者の解雇は不当だと知事は思われませんか。

派遣労働者の状況は切実です。北部のある派遣労働者の給料は名目では17万程度ですが、食費や寮費などが天引き、寮の家賃は先払いで手取りは7万円台です。「雇い止め」されれば行くところがないのです。また、学費が払えず大学を中退した24歳の派遣労働者は、20社以上で就職を断られ、3社の派遣会社に登録していますが、仕事はいまだにありません。ハローワークに行く交通費もままならず、雇用保険も適用されない、職業訓練も受けられないのです。規制緩和、労働法の改悪は決して「雇用機会の拡大」などではなく、結局大企業のための調整弁だったことが証明されています。

また、知事は先に「失業を余儀なくされた方々に対する雇用保険制度についても運用面の改善などを強く国に働きかける」と答えられましたが、失業給付を非正規で働いてきた労働者にもきちんと給付できるように改善すること、失業給付受給資格に必要な就労期間を6カ月から12カ月に延長した改悪を元にもどすことなど、国に対し、この間の失業給付改悪の見直しを強く要求することが必要だと思いますがいかがですか。

さらに、雇用保険から排除され未加入だった労働者もふくめて、失業者、求職者への生活援助制度の確立、職業訓練や再就職活動中の生活援助制度をつくる必要があります。検討されている職業訓練校の有料化などは止めるべきです。同時に、府独自の援助制度の創設が必要だと考えますがいかがですか。

労働法の改悪、労働者派遣法の制定がこのような事態を招いたのであり、全面改正が必要です。ところが現在政府が提出している改正案は、日弁連も指摘しているように「30日を超える短期雇用を容認」してい

るため派遣労働者の不安定雇用を是正することにはなりません。日雇い雇用を禁止する抜本改正を国に求めるべきと考えますがいかがですか。

次にくらしと中小零細企業の問題です。地場・伝統産業とともにきわめて深刻な事態に陥っているのが輸出型製造業の下請企業です。急速に進む円高と景気の後退の中で、半導体や液晶製造機械、携帯電話、機械金属など、京都府がこれまで力を入れてきた産業が特に影響を受けているのです。ある半導体関連産業の北部の下請け業者は、9月のリーマンショック以後全く仕事がありません。また、南部の携帯関連や半導体関連の下請け業者の方は「今やっている仕事が終われば、後はない。月商100万円がゼロに。制度融資2000万円近くで購入した工作機械の借金が月20数万円」と言われました。仕事がなく、借金だけが残るのです。

そこで知事にお聞きします。

セーフティネットの業種指定は、現在618業種が指定されていますが、これは全事業所の6割強であり、客数の減少に悩む理容、美容業、料亭などが入っておりません。指定を求める切実な声が寄せられています。全業種がセーフティネットを利用できるように国に求めるべきだと考えますがいかがですか。

次に制度融資ですが、据え置き期間をせめて3年に延長すべきではないでしょうか。すでに新潟県では2年、北海道では3年の猶予が決まっています。いかがですか。知事は「結果的に月々の返済額が増加する」とおっしゃいましたが、それならば、保証料や利子補給を行なうべきです。今払いたくても払えない状況があるのです。いかがですか。

また、関連して保証協会の制度融資の部分保証制度は、金融機関の貸し渋りを助長する役割すら果たしています。全額保証に戻すよう強く国に求めるべきです。いかがですか。

年末を迎えて、くらしの支援のための緊急対策が必要です。市町村と協力して福祉灯油の実施やくらしの資金の弾力的運用と通年化が必要だと考えますが、いかがですか。

【知事】金融危機、不況問題について。世界的な金融危機は、実体経済において需要の減少、設備投資等、景気後退へと進展しつつあり、雇用情勢の悪化はもはや現実のものとなりつつある。

京都府では、11月25日には、府内北部地域の企業にも参画いただき、緊急経済雇用対策会議を開催、ものづくり産業の実態もお聞きした。また経済団体の協力もえて、傘下企業の雇用状況調査を実施するとともに、京都労働局等ともいっそう連携を密にして情報収集をおこなっていききたい。

誘致企業に対しても、中小企業サポートチームにより、きめ細やかな経営相談をおこなうとともに、雇用の維持、確保についてお願いしているところ。派遣労働者等の更新や解雇等に対しては、トラブルが生じる事案が少なくないなか、有期労働契約の適切な運用の確保が求められており、その支援、助言を国に対して要請しているところである。

失業給付制度については、失業者の生活を守り、再就職活動を支援する非常に重要な制度であり、加入期間の基準緩和や給付日数の延長など失業給付制度の充実を要望した。現在こうした要望の主旨が盛り込まれた制度改正の検討がすすめられていると聞いている。

生活援助制度等については、今般の国の経済対策において、ジョブカード交付者を対象とするあらたな生活費の貸付制度が創設された。府としても、こうした制度の積極的な活用をはかりながら、再就職支援にとりくむとともに、今後とも制度の拡充を求めている。

高等技術専門校の授業料については、職業能力総合開発センターの開設にあわせて、訓練内容の充実を図るとともに、類似施設の状況も考慮し、新たに徴収することとしているが、経済的に負担が困難な方々に対しては、十分な配慮を行なっていききたい。

派遣法改正については、社会保障国民会議等さまざまな機会を通じ、現場の実態を踏まえ、厳格な指導監督や実効ある救済措置の確立を強く訴えてきた。現在改正法案が国会に提出されているが、こうした地域の実情をふまえた議論がされることを求めている。

今後、府内経済、雇用情勢の一層の悪化が見込まれるなか、正規雇用のみならず、非正規労働者の雇用の維持をはかることが喫緊の課題である。このため京都ジョブパークに非正規労働者を対象とする緊急就業相談コーナーを新たに設置するとともに、オール京都で対策本部をつくり、積極的に雇用の維持・確保にむけて取り組んでいく。

暮らしと中小零細企業の問題について。きわめて厳しい状況にある中小企業の支援は、金融面で支えることが重要なので、京都府では当初予算、6月補正、さらに緊急経済対策としては9月補正に続き、12月補正も今議会にお願いするなど、敏速な対応を心がけてきた。先週開催した地域融資情報交換会の場でも、国

からは地域の声をあげてほしいと聞いているところ。セーフティネット保証のさらなる拡大についても要望した。

こうした取り組みの結果、指定業種は順次拡大されている。今後近々追加指定がされると情報を得ている。引き続き地域の実情を踏まえ、セーフティネット保証の充実に向け、要望していきたい。

据え置き期間の延長については、実質返済期間が短くなって、結果的に月々の返済負担が増加するという問題があるので、中小企業の方々の返済負担を可能な限り少なくするよう、今回新たに長期かつ低利の特別な融資制度創設を今議会にお願いしているところ。これからも出来る限りの対応をしていきたい。

保証料等については、商工会・商工会議所の経営指導を受けることによって、制度融資の保証料が軽減される「いきいき経営改革サポート制度」をすでに推進している。加えて、中小企業緊急サポートチームによる経営安定や販路開拓などの総合的な支援を積極的に実施し、中小企業を支援する体制をさらに強化していきたい。

部分保証制度については、信用保証協会の経営問題が顕在する地域もある中で、金融機関が貸し出しの責任を持つ体制を確立しようという趣旨であるが、制度導入以降、全国的には保証承諾額が減少するなかで、京都においては、地元金融機関、保証協会が中小企業をしっかりと支えていただき、承諾額はむしろ増加している。今後とも、京都府、京都市、保証協会、地元金融機関等がしっかりと連携し、大変厳しい状況にある中小企業に対して、全力で支援していきたい。

府民の暮らしの支援については、市町村とも十分に連携しながら、生活保護制度や生活福祉資金貸付制度など、各種セーフティネットの活用により、府民の生活を引き続き支えていきたい。

【西脇・再質問】 景気対策について再質問します。

先ほど知事は、セーフティネット保証の拡充・拡大について、引き続き国にもものを言っていくと答弁された。これはぜひ実現させていただきたい。

これまで日本共産党は、私も含め、党あげて北部に調査に入ってきた。その中で、先日、お聞きした京丹後市の機械金属の下請けの社長さんは、大日本スクリーン関係の受注が9月以降、一気に95パーセント減に。それでも社長さんは、従業員を解雇すればどれだけ大変になるかがわかるから簡単に解雇できないと、ご自分は給料なしで、先に従業員に給料保障し、必死で耐えておられます。私は涙が出ました。

北部でも南部でもまったく先が見えない中、とにかく仕事がほしい、このままでは年が越せない、地元のみなさんは必死でがんばっておられる。一方では、体力が十分にある輸出関連大企業は、どうか。風向きが変わったということで、自分のもうけは確保しながら、下請企業や派遣社員を調整弁のように切り捨てようとしている。大企業には、本来果たすべき社会的責任があるはずだが、このままでは北部も南部も、京都全体がモノ作りの土台が壊れ、地域全体が沈み込んでしまうのは明らかではないか。税収も落ちるのは当然。

知事は、こういった輸出大企業が、府内で行っている身勝手なやり方が、許されるとお考えですか。知事として大企業に対し、雇用と下請け企業を守るよう強く働きかけをおこなうべきではないか。再答弁を求める。

もう1点は、派遣や期間社員の実態調査について。

福知山市内に住む派遣で働く若いご夫婦は、2人とも昼夜のダブルワークで、ご主人は夜中2時から翌日の夜8時まで仕事。帰宅して子どもをバトンタッチし、今度は奥さんが夜10時まで仕事。こういった派遣の人たちは、つぎは自分が解雇されるのではと大きな不安を抱え働いている。雇い止めされれば、家族で年の瀬のなか、寮も追い出され大変な事態になってしまう。事態は、府内でも急速に悪化している。

国の調査では派遣や期間社員の解雇は、府内では310人となっているが明らかに不十分。厚生労働省もわが党の追及に対して、引き続き状況を把握すると答弁している。京都府も、補助金交付しているたとえばジャトコはもちろん、派遣などの状況を引き続き把握すること、非正規労働者の雇用の実態調査を早急に行うべきではないか。知事の再答弁を求める。

【知事・再答弁】 京都商工会議所の立石会長からもご提案があったが、この緊急事態を乗り切るためにもオール京都の対策を講じ、要請もしていきたい。年内にもそのための会議を開催し、積極的な働きかけをしていきたい。大恐慌というのは私の生まれる前の話であるので、私たちが経験したことのないような未曾有の経済事態に発展しつつある、可能性があると感じている。

先日、ジャトコの会長ともお話をしたけれども、あちらの場合にはいま韓国ウォンが最盛期の半分になっている、そのためにジャトコ自身も大きなブレーキがかかっているということをおっしゃっている。こうした実態については、私どももいろいろな企業、いろいろなチャンネルを通じて情報収集をしているけれども、

これからの確かな情報収集を続けながら、雇用対策に励んでいきたい。

【西脇・再々】 今回の問題できわめて重大なのは、派遣社員などの契約途中の雇い止めについて。厚生労働省の職業安定局長も、先日、都道府県労働局に「企業が不当なことをしないように実態をつかんで丁寧に対応しなさい」という内容の通達を出している。

北海道では、先日、わが党の申し入れに「補助金交付の企業に対して直接出向く覚悟で対応する」と応じておられます。まず、京都府や知事ご自身が、直接、いま大変な京丹後市・北部に出向き、地元で不況対策本部をつくり、陣頭指揮をとっていただくくらいの構えでやってほしい。丹後では、昨年1年間の自殺者は38名、今年はずでに10月までに22名にも。全国で最悪の事態。

今日も、京丹後市から地元のみなさんが生活をかけて、午前中、京都府にどうしても話を聞いてほしいと陳情にこられ、今も傍聴席から知事の答弁を固唾をのんで聞いておられます。非常事態ともいえる深刻な状況のなか、遠い北部から府庁まで地元の人たちに来てもらうようなことでいいのか。北部で起こっていることや地元の叫びを知事ご自身が見て、聞いて、融資さえも受けられないような人たちも含め、今後1人たりとも、絶対に自殺者を出さない決意で対策を考えてほしい。知事に、府民の雇用と営業を守るために、大企業の社会的責任を果たさせる強い決意と実行を求め、つぎの質問に入ります。

知事は消費税増税を容認するのか

【西脇】 次に消費税増税の問題についてお聞きします。

麻生内閣の景気対策の「目玉」は、公明党が言い出した2兆円規模の「定額給付金」です。ところがこれは3年後の消費税増税とセットになった「バラマキ1回、増税一生」というひどいものです。これでどうして景気がよくなるのでしょうか。全く反対です。EU欧州連合では、国内需要を増やすために各国に消費税・付加価値税の減税を勧告し、イギリスでは2.5パーセント引き下げています。

さる11月17日に行なわれた京都府中小企業団体中央会主催の経済危機突破中小企業緊急大会でも「拙速な消費税の税率引き上げ議論を行わないこと」との決議もあがり、消費税増税に怒りが集中しました。

そこで知事にお聞きしますが、今やるべきことは、消費税の増税ではなく、まず食料品の非課税などを実現することだと考えますが、いかがですか。

消費税増税を後押ししているのが、知事も参加されている社会保障国民会議が11月4日に出した最終報告です。この報告では、「社会保障の機能強化」の財源として2015年に最大で消費税率11%、25年に13%分の負担増が必要だとしています。この最終報告は「初めに消費税増税ありき」の姿勢であり、公費負担の規模を、一貫して「消費税率に換算」して明記。あたかも公費負担の財源は消費税しかないかのような描き方です。

そこで知事にお聞きします。知事はこのような国民負担のみを拡大する最終報告を容認されているのですか。お答えください。

【知事】 消費税問題について。税率構造を含めた問題のあり方については、公的サービスの費用をまかなう租税の負担水準の議論、これは公的サービスの水準と一体の関係にあるので、総合的な議論を展開すべきと思っている。消費税の税率構造のあり方について、政府の税制調査会においては、制度の簡素化等の観点からは単一税率が望ましいとする一方、食料品等に対する軽減税率の導入については、税率を見ながら検討課題としている。今後、こうした観点を踏まえた議論がなされるべきと考えている。

社会保障国民会議について。最終報告は、今後追加的に必要となる年金、医療、介護等の所要額を推定し、どの程度今後の追加の所要額があるかというのをわかりやすく示すために、座長がそのときに消費税の名で出されたもの。消費税を増税すべきとの記述はないし、会議でもこうした議論はなかったことを報告しておく。私自身は社会保障国民会議に委員として参加する中で、セーフティネット機能の充実と利用者視点に立った制度の安定的な見直しの必要性、雇用の確保や安心・安全を支える地方財政の配慮を強く訴えてきた。

介護保険制度の見直しについて

【西脇】 次に来年4月に迫った介護保険制度の見直しについて伺います。

政府が進めてきた医療・社会保障費を毎年2200億円削減する方針により、医療や社会保障のあらゆる分野で切り捨てが起こるといふ異常な事態となっています。

そのもとの、来年度見直しの介護保険制度を、社会保障抑制の受け皿として改悪させない立場から、次期京都府介護保険事業支援計画の策定にあたり、緊急に行なうべき、とりわけ在宅での改善策につい

て数点伺います。

第一は、介護度が重い方が、行き場なく在宅に帰されている問題です。

病院の診療報酬の改悪等により、胃ろうや点滴などをつけたまま退院を余儀なくされ、施設が少ない上に、施設では医療的ケアが必要な方を受け入れられないため在宅に戻される人が増えています。その上、今後療養病床の廃止・削減が実施されれば、在宅へのしわ寄せがいつそう起こることは明らかです。

先日、私は京都府北部地域を訪問し、直接介護の現場のお話を伺ってきました。福知山市のある訪問看護ステーションでは、毎日のインシュリン投与が必要な方や、吸引が必要で、その上、夜中の徘徊が予想される高齢夫婦の場合などもあり、「これは在宅では無理」と思うケースですら「来週から退院するので在宅で受けて欲しい」など急な話も増えています。

ある要介護5の高齢の奥さんの場合、退院し訪問看護とヘルパーさんが必要であるにもかかわらず、支給限度額が約35万円のため、「限度額」内には収まらず、超えた分は自己負担となってしまいます。しかし、高齢夫婦二人の年金ではどうても自己負担は無理なため「何ぼまで出せる？」と相談し、訪問回数を減らし、ご主人が夜中も含め綱渡りのような生活をされています。これはいまや特殊な事例ではないのです。政府が進めてきた「施設から在宅へ」「医療から介護へ」が、在宅にも深刻な事態を作り出し、さらにお金のあるなしでサービスを受ける内容まで制限されているのです。

そこで伺います。来年度の見直しにあたっては、高齢者の生活全体を把握した認定制度にするとともに、支給限度額は、必要に応じて受けられるものに改善することが必要ではありませんか。また、本府として、その支援策を利用料負担軽減策と一体に独自にでもとるべきではありませんか。

第二に、軽度者が制度から排除されている問題です。

2006年4月から実施された介護保険法改悪により、新予防給付が導入された結果、軽度者が介護保険制度を利用できない事態が生まれています。ある方は、要介護が要支援2となり、これまで週4回受けていた訪問看護が週3回に。「これまでどおりにするため、あと一回は自分の費用で行なうから」と訴えたものの、地域包括支援センターでは認められなかったなど、京都府では、要支援1、2と認定された1万9千人の方が訪問介護を利用しようとしても「家族や地域による支え合いなどが利用できない場合」に限定されてしまい、その結果、訪問介護利用者が減少し、さらに福祉用具貸与は激減しています。その上、保険給付範囲の見直し論議の中では、軽度者を保険給付から外すことや、要介護認定の調査項目のうち、「火の不始末」「日中の生活」など命にかかわる重要な調査項目まで削減しようとしています。これによりいつそう認定が軽くなる可能性があります。これでは、ますます「予防重視」の名で、軽度者が介護保険から排除されかねません。

そこで伺います。軽度者が介護保険制度から排除されることのないよう、家事援助も含めた給付の充実を求めますがいかがですか。

また、介護保険制度の地域支援事業は、介護保険とは別立てにし支援策を講じるべきと考えますが、いかがですか。

第三に、介護保険の基盤をささえる人材確保についてです。

わが党議員団は、人材確保対策を強く求めてきました。先月行われた「第9回ホームヘルパーのつどい」で発表されたアンケート調査結果では、月収は登録型で8割が10万円以下、正規職員でも半数が15万から20万円。仕事を続けられない理由に非正規、登録型ヘルパーさんの半数、正規の方4割が労働条件と答えています。11月23日には介護保険の改善を願う関係者の集いが開かれ、デモ行進もおこなわれ、人材確保と処遇改善の声が上げられました。

こうした中、政府は来年度の見直しで介護報酬を3%引き上げることを示し、2011年までは保険料負担とならないよう政府が財源保障をするとされました。これ自身は国民の世論と運動の反映です。しかし2003年にマイナス2.3%、2006年マイナス2.4%もの連続引き下げのもと、3%程度の引き上げでは、介護保険スタート時の水準にすら遠く届きません。

そこで伺います。介護報酬の引き上げをいつそう求めること。その際、基本報酬部分の引き上げが必要と考えますがいかがですか。

さらに9月議会でわが党の質問に「基本的には介護報酬の水準が十分でないことが原因」とし国に要望していると答弁されましたが、人材確保を講じるためには、さらなる介護報酬引き上げを求めるとともに、緊急対策として介護労働者月3万円の賃金アップなど別立て措置が必要と考えますがいかがですか、お答えください。

以上のべてきたとおり、要介護度の重い方もお金がないと利用できない、軽度者の方は介護保険から排除され、地域でささえる人材もいない、まさに介護保険制度が「給付抑制型」へと転換されてしまい、今「介護崩壊」の事態に直面しています。

それだけに改めて「介護の社会化」にふさわしい社会保険としての介護保険へと抜本的に改善するため、介護給付費の国庫負担割合を計画的に50%まで引き上げることがどうしても必要です。そのことを求めて次の質問にうつります。

【知事】 介護保険制度の見直しについて。介護保険制度が円滑に実施されるためには、市町村において介護を必要とする高齢者等の状況を踏まえた利用者本位のサービスが計画的に提供される体制の確保が必要。府としては次期介護保険利用支援計画策定にあたって、その基本となる市町村の介護保険事業計画の策定や必要なサービス見込み量の設定について、市町村に対して必要な情報提供や助言を行なっている。

要介護認定制度は高齢者の心身の状況に応じて介護の必要度が決定されているが、要介護度に応じて支給限度額が定められており、認定結果を受けて、高齢者の生活全体を踏まえた介護サービス計画、ケアプランによってサービス提供がなされている。これからも見直しにあわせ、制度がさらに充実したものとなるように訴えていきたい。

利用料の減免については、社会的な公平性を確保することも必要だが、困っている方に対して府独自の介護保険利用者支援緊急対策事業や、国制度である社会福祉法人による利用料減免措置などの積極的な活用を市町村にもお願いしてきた結果、全市町村で実施されているが、低所得者に対する利用負担軽減措置については、今後も国に対して要請していきたい。

軽度者の家事援助も含めたサービスについては、その生活環境等に応じた適切なケアプラン等を通じて、必要なサービスが利用できる仕組みになっているが、制度が適切に運営されるよう、例えば昼間独居ケアについても、利用者や保険者に実態に応じた取り扱いを行なうよう周知徹底を図っている。

地域支援事業については、予防重視型システムとして、介護保険制度と一体的な運用を図るために位置づけられた事業。さらに効果的な取り組みが可能となるよう、利用上限額の引き上げや弾力化について国に要請している。

介護保険制度を支える人材確保については、基本的には介護報酬の水準が十分でないことが要因。介護労働を適正に評価し、サービスの質が十分確保できるような報酬水準となるように、抜本的な改正を国に対し再三提案・要望してきている。こうした中、現在国において、報酬改正に向けた見直しが検討されている。

府独自の介護福祉サービス、人材確保アクションプランを作成して、人材の安定的な確保・定着につながる方策の実現に向けて、関係団体とも連携した取り組みを進めている。

この制度は、国も都道府県も、市町村も応分に負担しながら府民の皆様を支えていこうという制度なので、その観点から府も全力をあげていることはご理解いただきたい。

【西脇・要望】 介護保険の見直しについて。医療崩壊に続き、介護保険もいよいよ崩壊の危機が深刻になっており、対応は一刻も猶予がない。来年度の介護保険の見直しに当たっては、介護が必要な人が制度から排除されたり、無理やり在宅を押し付けられることがないように府として改めて全力をあげていただきたい。

同時にそのためにも、削られた2200億円の社会保障費を元に戻すことなど国の責任をしっかりと果たさせるよう府として強く求めていただくことを強く求めておく

子どもの無保険問題の解決を

【西脇】 次に、貧困が子どもたちへ及ぼしている深刻な影響とその根本的な解決策についてお聞きします。子どもは未来の主人公であり、社会の希望です。子どもたちに命の格差を生じさせ、機会の平等が保障されず、未来への希望や意欲を失わせるようなことは絶対にあってはなりません。子どもたちに政治の貧困のつけを回すことがないよう京都府も全力をあげるべきです。その立場から知事に数点お聞きします。

はじめに子どもの無保険問題についてです。

厚生労働省の全国調査によれば、国民健康保険証が交付されない中学生以下の子どもは全国で1万8302世帯・3万2776人に上ることがはじめて明らかにされました。本府では京都市を含め、90世帯・135人の子どもたちが無保険状態で、子どもの医療費助成制度も適用されません。

これまでも日本共産党は、関係者のみなさんと協力し、保険証の取り上げをやめるよう求め続けてきました。今回、ようやく厚生労働省が、子どものいる家庭には、緊急的に短期保険証を交付し、滞納相談に応じるよう市町村に要請することとなりました。これをうけ、京都市でも中学生以下の子どもたちへ保険証を交

付することとなっています。ところが、宇治市など府内5市町村では、依然としてあわせて30人の無保険の子どもたちが存在したままとなっており、宇治市は、「資格証を発行しないということについては今のところ考えていない」という子どもたちの命を軽視するような非常に冷たい姿勢に終始しています。

このように、府内でも独自の努力で資格証を全く交付していない自治体がある一方、宇治市などのような自治体が存在するなど大きな差があることについて、知事はどう思われますか。府内の無保険の子どもたちが放置されることのないよう、京都府として一刻も早く市町村に解決の要請をすべきではありませんか。

また健康福祉部長はこれまで「生活実態を把握してしっかり運営していきたい」と答弁されてきましたが、その後、実態をどこまでつかんでおられますか。

さらに知事は、これまで「資格証の発行は、納付相談に応じない、あるいは保険料を払う能力があるにもかかわらず資力にあった納付計画が示されないなど真にやむをえない場合の施策」だと答弁されています。私がお聞きした事例では、今年8月に京都市内で6歳の男の子が虫歯の痛みで歯科診療所につれてこられましたが、資格証なので、お母さんはお金がないからと治療の継続を断っておられます。不況のため建設業のお父さんの仕事が減り、国民健康保険料を払いたくても払えなかったのです。知事は、こういった世帯も資格証を交付されても仕方がない世帯だと思われているのですか。

また、京都府として国に対し子どものいる家庭はもちろん、すべての世帯で資格証の発行をとりやめるよう求めるべきと考えますがいかがですか。

【知事】 子どもの無保険問題について。資格証明書は納付相談に全く応じないとか、保険料を支払う能力があるにもかかわらず資力に見合った納付計画が示されていないなど、本当にやむを得ない場合の手立てとして実施すべきと考えている。府としては従前から、被保険者の個別事情を踏まえ、実態に見合った適切な運用がなされるよう、市町村に助言・要請を行なっている。

今般、厚生労働省からは、子育て支援の観点から緊急的な対応として、資格証明書交付世帯の子どもが医療を受ける必要が生じた場合においては、当該世帯の生活実態を速やかに把握の上、短期被保険証の交付に努めるよう通知が出された。府としても関係市町村に対して、子どもがいる世帯の滞納者の生活実態をきめ細かく把握するよう改めて助言した結果、市町村においては戸別訪問等による実態把握により、必要な世帯には短期被保険証の交付を行なうなどの対応が行なわれている。これについても確認作業を実施していると聞いている。

子どもの医療を確保する観点からも、資格証明書交付世帯であっても、子どもに限って被保険証の交付が出来るよう求めてきている。法改正の検討もなされているが、今後とも他府県と連携して、国に改善を要望していきたい。

資格証明書の適正な発行については、今年度から府調整交付金により実態把握に関わる経費等の助成を行なうとともに、滞納者の実態把握にかかる先進的な取り組み事例を抽出して、市町村会議や研修会で提供する等、市町村での滞納者の生活実態把握の取り組みを支援している。引き続き、市町村において、実態に見合った適切な運用がなされるよう、助言・要請していきたい。

子どもの医療費助成について

【西脇】 あわせて子どもの医療費助成についてお聞きします。

京都市を始め、一部の府内の市町村が通院では、いったん立替え、後日、区役所や役場の窓口で払い戻される償還払いとなっています。小さな子どもを連れて遠くの窓口まで払い戻しの手続きに行くことは大変で、少なくない方が往復の交通費や子連れの大変さを考え、やむなく手続きをあきらめておられます。手続きの簡素化は、子育て世代の切実な願いです。

障害者の自立支援医療の場合は、それぞれの利用者に発行されている自己負担上限額管理票に受診ごとに医療機関がかかった医療費を記入し、支払い上限額を超えると支払わなくていい仕組みになっています。子育て世代にもこうした仕組みを取り入れることなども検討して早急に払い戻しの簡素化を図るべきと考えますがいかがですか。

同時に、京都府として、すべての子どもたちの命と健康を守るためにもまず、3000円の枠を取り払い、小学校卒業まで医療費はすべて無料にすべきと考えますがいかがですか。

【知事】 子どもの医療費助成について。子育て支援医療助成事業については、昨年9月に入院については年齢の拡充、通院については自己負担限度額の引き下げ等、大幅な制度の拡充を行なった。その結果、とくに通院については、約5.5倍の伸びを示している。

窓口負担の還付金の簡素化については、障害者自立支援事業と異なり、きわめて多くの受給者や医療機関が対象となるので、審査支払期間、および京都における新たなシステムの構築など、技術的な面もあるので、市町村の意見も聞きながら、引き続き研究していきたい。

子育て支援医療助成事業の制度拡充については、府と市町村が共同して実施しているもので、これまでから市町村と連携・協議して取り組みを進めてきた。厳しい財政事情の中、昨年9月に行なった制度拡充により、全国でもまさしくトップクラスの制度となっていることはご存じの通り。

高校生の就学援助を

【西脇】 次に高校生の就学問題について数点伺います。

府立高校の授業料の減免の生徒が平成16年には11.9パーセントが、平成19年には13.96パーセントに急増するなど、高校生にも経済問題が深刻な影響を与えています。さらに、授業料負担のほかに、学校納付金や教科書代、交通費、制服、体操服など諸費の負担が家計に重くのしかかっています。国民金融公庫総合研究所の平成19年度版「教育費負担の実態調査」によれば必要な費用は、国公立高校が年間48万円、私立高校が94万8000円で、親の経済力がなければ教育が受けられない実態となっています。今や家庭の経済状況で教育を受ける権利が制限されているのです。どの子ども教育を等しく受ける権利があり、子どもたちがお金の心配をせず安心して学べる条件を整備するのは国や自治体の責任です。

そこで伺います。まず、今年度から削減した他府県に通う生徒の私立高校の直接助成を復活すべきではありませんか。

また、小中学校には、経済的理由により就学困難な児童及び生徒に対し、学用品費などを援助する就学制度があります。ところが高校生には、入学時や学年開始時などに特に負担が重い諸費への支援援助制度はありません。

貧困が広がっている今日、高校生にも、小中学生の就学援助制度と同じ制度の創設を求めるものですが、いかがですか。

あわせて、府立高校の授業料よりもはるかに高い交通費負担もますます大きな問題となっています。

亀岡市から福知山高校三和分校に通う生徒は、府の通学費補助制度を利用しても、なお本人負担は1ヶ月3万2755円。さらに3ヵ月定期の場合、いったん13万円近く支払わなければならない大変な負担だとお聞きしています。また、加悦から宮津高校に通う生徒は、バス代と電車代とで年間最低19万6200円かかりますが、利用区間が15キロ未満のために京都府からも与謝野町からも補助はありません。

(現在、京都府の通学費補助制度では片道15キロ、1ヵ月定期券購入費が2万2100円を超えた分に対して半額分が補助されることとなっていますが、07年度の制度適用者は、全体で120人にとどまり、通学費負担に苦しむ多くの生徒を救済するものにはなっていないのです。)そこで、月2万2100円以上・15キロ以上という基準を引き下げ、通学費補助制度の対象になる生徒を思い切って広げることが必要だと考えますがいかがですか。

また、土日も休みになることや、特に昼間定時制の場合、週5日以下の登校のため、回数券利用のほうが割安になることなどから、回数券を利用する生徒も増えていますが、現在、回数券には府の補助制度が適用されません。この際、回数券も補助制度の対象にすべきではありませんか。

【知事】 府外生の学費軽減補助について。以前にも答えたとおり、私学助成は私学を通じて京都府全体の教育力を確保していくことと、保護者の経済的負担の軽減を図ることの二つをいかに両立させていくかが大きな課題。

とくに京都府においては他府県に比べ、私学の果たしている役割が大変大きい。少子化の進行による就学人口の減少等により、各私学は経営環境が厳しい状況に置かれている。本年4月の府内私学への進学は、募集定員に対し約1100名もの空きができていたのが実情。加えて、本制度については、通学圏域である近畿各府県が相互支援してきたものだが、京都府から府外に通学する高校生の3分の2を占めている大阪府と滋賀県がすでに廃止し、相互支援という制度の基本も崩れている。

そのため、府内私学の経営の健全化にむけた支援のいっそうの充実を図り、京都の子どもたちの教育の場を確保するためにも、捻出した財源を府内の私学や府内生の支援に重点化することとして、今年度入学生から段階的に廃止する一方、保護者のニーズを把握している私学関係団体とも協議の上、私学経営基盤の強化や教育指導力の向上に向けた取り組みへの支援など、特色教育推進の補助の充実にあけるとともに、学校施設の耐震診断調査補助を創設するなど、必要とされる分野や予算を重点配分している。今後とも、効果的な

施策・給付の実現に精一杯努めていく。

【教育長】 高校生に対する就学援助制度の創設について。本府は高校生を対象とした援助制度として、授業料減免措置や無利子で就学に必要な経費を貸与する高校生等就学支援事業など、全国的にもトップクラスの援助制度として充実させている。

通学費補助制度については、京都府の他はわずか4県のみが実施している制度であり、補助率や対象地域なども他県に比べ手厚いものとなっている。

さらに、ここ数年の厳しい経済状況を考慮し、授業料減免措置については、所得制限の基準額を緩和する特例措置を継続するなどの対策を講じてきた。

府教委としては、その時々为社会情勢を十分踏まえ、これらの援助制度全体について、これまでから総合的に検討してきたが、通学費補助制度についても、こうした視点から引き続き検討していきたい。

世界でも異常な日本の大学の高学費・高負担

【西脇】 次に、大学の学費問題についてお聞きします。

高すぎる学費が、多くの学生を苦しめ、進学之梦と希望を奪っています。大学の初年度納付金は、国立大学の平均が82万円、私立大学の平均が130.5万円にもなっているなかで、私立大学の中退者は昨年5万5000人、そのうち経済的理由は1万人にもものぼっています。京都府学生自治会連合が今年まとめた「学費・雇用黒書」には「高い学費や生活費のほとんどを親に負担してもらっているのが親に対して申し訳ない。自分が大学へ行くことがよくないことではないか」など、つらい気持ちを抱え学校に通っている多くの学生の声が寄せられておりますが、私も親の一人として胸が痛んでなりません。

一方で、フランスやドイツ、フィンランド、デンマーク、スウェーデンなど多くの国では大学のほとんどが学費は無料となっています。今や、高校や大学の学費無料化を目指すという国際人権規約の条項を承認していない国は、人権規約締約国157カ国のうち、日本・ルワンダ・マダガスカルの3カ国だけというように、世界では大学も学費ゼロが大きな流れとなっているのです。

そこで知事に伺いますが、高学費・高負担を余儀なくされる今の日本の事態は異常であり、緊急に是正を国に求めることが必要だと考えますがいかがですか。

また、大学生の奨学金の改善も緊急に求められています。「学費・雇用黒書」には、「奨学金をたくさん受けているので、きちんと返せるのか不安。」など高額な返済額と高い利息のために在学中から返済への不安を抱えている声も多数寄せられています。ところが、多くの反対を押し切り、高い学費に苦しむ学生や父母に追い討ちをかけるように、国の無利子奨学金が大幅に減らされ、さらに、卒業後15年間に教職や研究職についた場合の無利子奨学金の返済免除制度の廃止も行なわれました。

そこで、国の奨学金をすべて無利子に戻し、年収300万円に達するまで返済猶予を行なうよう国に求めるべきではありませんか。

また、OECD加盟30カ国中、26カ国は、返済なしの「給付制奨学金制度」を作っています。国に強く求めるべきではありませんか。

また、私が調べたところ、現在、全国では13県で独自に無利子の大学奨学金制度を設けておられます。栃木県では、50万円の入学一時金の貸与によって、入学時までに必要なお金がまかなうことができます。また、島根県では卒業後、県内定住で居住期間に限り返還額のうち、月1万5000円分が返還免除になっています。

本府として、これらの県にならば、入学予約制度実施などを盛り込んだ無利子の大学奨学金制度の創設を行うべきと考えますがいかがですか。

【知事】 大学の学費問題について。教育は社会の基盤をつくるもの。若者が希望する教育を受けられることは、国の未来のためにも必要。そのため、経済的に就学が困難な大学生に学費の負担軽減を図る奨学金制度は、大変重要。現在、大学に関しては国、高校に関しては都道府県がそれぞれの役割を果たすこととされている。大学奨学金制度の充実については、国に対して従前から要望している。

府としては平成17年度から、日本育英会の高校奨学金受給生、盲・聾・養護学校高等部と研究学校高等課程の生徒を新たに対象に加え、入学一時金として、就学支度金貸与制度や、金融機関を活用した特別融資利子補給制度を新たに創設するなど、しっかりした奨学金制度の運用に力を入れている。

府立の両大学についても、京都府公立大学法人の中期計画で、日本学生支援機構等の奨学金制度を積極的に活用するよう努めるほか、府内生にかかる入学料の減額措置や、学費困難等の事情がある場合の授業料減免制度を設けるなど、対応していただいている。

【西脇・要望】 教育費負担の問題について。不況の下で経済的理由で中途退学せざるをえない高校生や大学生が急増している。中には「1日2食がほとんど。教科書も買えない。」という学生や、一生懸命バイトをしても1年間だけしか大学に通えなかった学生なども。こういった方々のつらさや無念さを思うと私も涙が出る。

知事は、いろいろ答弁されたが、生徒や親の状況が深刻さを増しているにもかかわらず、実際には、京都府以外の私学に通う生徒達への私学助成を今年度から打ち切られた。そのために、京都市内に住む女子高生が通学している奈良県のある私立高校が保護者に対して「京都府では、平成20年度から他府県へ通学する生徒についての授業料減免制度が廃止されるため、本校では、京都府から通う生徒の経済的負担を少しでも軽くするために本校独自で1年生の授業料の一部を減免します」との案内書を出されています。知事、恥ずかしく思いませんか。改めて、他府県に通う生徒への私学助成の復活はもちろんのこと、子どもたちや保護者が経済的理由でつらい思いをしなくてすむよう、府として全力をあげることを求めておく。

食の安全について

【西脇】 次に食の安全に関連して伺います。

汚染米不正流通問題については、府内の保育園や学校、福祉施設の給食にまで被害が広がったことは業者の責任は言うまでもありません。同時に、先月に出された、輸入汚染米の不正転売を検証してきた内閣府の有識者会議の報告書でも「農水省は保管中の汚染米の有害性を認識しながら『食の安全』を確保することよりも、安価早期処分を優先させた誤りにより、汚染米の食用への流通防止のための有効な手段を何一つ講じなかった」と厳しく指摘があったように政府・農水省の責任は極めて重大です。また、中国産食品へのメラミン混入など食の安全を揺るがす事件が後を絶たない状況のなかで、今こそ京都府の「食の安心・安全条例」の「食品による健康への悪影響を未然に防止する」という基本理念が生かされることが強く求められています。

これまで京都府は、毎年、食品衛生監視指導計画に基づき、流通段階での食品の抜き取り検査などの監視・指導を実施してこられたところですが、食品被害を未然に防止するためにも流通や販売過程での京都府の検査計画や監視・指導体制についての抜本的な検証が必要だと考えます。

たとえば、平成19年度の京都府食品衛生監視指導計画における京都府内の農産物や肉、卵、魚介類、加工食品等の検査実績については、全体の通常検体数は1853件、京都市では、2552件であわせても4405件にすぎません。

とりわけ野菜や果物などの生鮮食品や冷凍食品などの輸入食品等の京都府の検体数は1年間にわずか127件に過ぎず、府内全体の事業所数からみても、また市場に出回っている輸入食品の量からも圧倒的に不足していると考えます。

食品等の試験検査等を担っている府の保健環境研究所の理化学課では、ポジティブリスト制による残留農薬検査や輸入食品の検査とともに、医薬品や化粧品等の薬事衛生に関する検査も実施しておられます。高性能の検査機器が導入され、検査の効率化が図られたということではありますが、結果の解析はこれまで通りすべて職員が行なわねばならず、以前と変わらない職員体制のもとで、コンマ1以下の正確さが求められる仕事の中で、常に緊張しながら日々奮闘されているとお聞きしています。

そこで伺いますが、検体数を現在より抜本的に引き上げることと、そのための検査体制を強化する必要があると考えますがいかがですか。

また、ハサップ施設、大規模食品製造施設、大規模給食施設等も含め、府内の関連事業所への監視・指導回数を抜本的に増やすことが必要だと考えますがいかがですか。

これまで府の食品衛生監視員は、いまだすべて他の業務との兼任となっています。今こそ食品衛生監視員の専任化が必要だと考えますがいかがですか。

あわせて、これらの施設の原材料段階のチェックのあり方等もふくめ、改めて府の「食の安心・安全条例」に基づいた審議会を開き、府として十分な検証を行なうことが必要だと考えますがいかがですか。

汚染米の問題では、今回、京都府内の高齢者施設や保育園、学校給食など弱い立場の人たちが被害にあわれました。高齢者施設の担当者みなさんにお話を伺うと、1日3食の給食費はおやつ代も含め、平均750円程度の食費の中で少しでも安く安全なものを使うために必死で努力をしておられます。本来こういった施設にこそ安全な京都府内産米を利用してもらうよう府として支援すべきではないでしょうか。高齢者施設の給食担当者の方々は「わずかな食費でやりくりしているなかで、おコメの助成がキロ10円でもあれば

その分をほかの安全な食材購入にまわすことができるのでとても助かる」とのことでした。

そこで伺います。府内のすべての福祉施設や保育園などで、安全で安心な京都のコメが利用できるよう買入価格へ助成し、普及を図る仕組みを作るべきと考えますがいかがですか。

また、学校給食は、食材費の高騰によって給食費の値上げも行なわれる中、今こそ安全な地産地消を安価にできるようにすることが必要です。地元産米の活用については現在1キロ10円の助成がありますが、助成額を抜本的に増額すべきです。いかがですか。

【知事】 食の安心・安全について。

これまでから北部保健所を拠点として、中丹西保健所の検査機能を強化するほか、農薬のポジティブリスト制度のスタートに対しては、保健環境研究所にガスクロマトグラフの試料分析棟の整備をするなど、検査体制の充実を図るとともに、新たな検査手法を構築し、検査項目を拡大してきた。

府内産の農作物やベビーフード、遺伝子組み換え食品等、府民の関心が高いと思われる食品を中心に、計画的に検査をする一方、食品流通が広域化している中で、中国産冷凍餃子事件を契機に、近畿圏内で検体や検査項目を調整するなど、広域的に検査を実施する取り組みを始めている。今後とも検査を充実していく。

食事関係施設への監視指導については、食品衛生監視員に加えて、食品衛生推進員、京の食“安全見はり番”や食品衛生指導員など、異業種による実践取り組みを推進し、監視指導の充実に努めている。

食品衛生監視員については、約100名を配置し、その半数は食品衛生を主たる業務としている。他の兼任職員と連携し、実効ある監視指導を実行している。

原材料段階のチェックについては、ハサップ施設等の大規模施設を中心に、優先的・集中的に実施している。今後、食の安心・安全にかかる監視指導のあり方も含め、府の食の安心・安全審議会において、幅広く意見を聞き対応していきたい。

福祉施設等での京都産米の利用促進について。平成18年度から地域の食文化や農業の理解を図り、地元の農産物利用を増加させる病院や福祉施設を「たんとおあがり京都府産施設」に認定している。事業の理解、促進に努めてきた結果、今年度は倍増し51施設となった。引き続き本事業を推進するとともに、保育園等に対しても、京都産米の普及に取り組んでいきたい。

学校給食については、平成16年度から地元産米の導入に対して助成してきた結果、府内のすべての小学校で府内産米が利用されるとともに、週5回の給食のうち、平均3.7回が米飯給食で、全国第2位となっている。今後とも、米を中心とする日本型食生活のすばらしさを子どもたちに伝えられるように、地元産米利用に対する効果的で効率的な助成を実施するとともに、市町村に対しても地元産米利用の積極的な推進を求めていきたい。

【西脇・要望】 汚染米問題では、三笠フーズ以外の業者が販売したつなぎ用の米粉にも汚染米が使用されていたことなど、これまでの調査で明らかになっているのは氷山の一角。さらに輸入食品が急増するなど、府民は大きな不安と危険にさらされている。だからこそ、国の責任はもちろん、京都府の食の安全体制についても体制の拡充も含め、しっかり検討すべきではないか。

実際の検査数も先に指摘したように、流通している食品数からみてもまだまだ圧倒的に少ない。にもかかわらず、私がこれまで求め続けた食品衛生監視員の専任化。100人いっしょだと答弁されたが、誰一人として専任ではない。兼任で、非常に問題だと思う。府民の不安に答えるためにも、検査体制の含め、しっかり検討していただくことを求めておく。

自衛隊問題——田母神前空幕長の問題と、舞鶴西港への自衛艦入港問題について

【西脇】 最後に平和と民主主義を守る上できわめて重大な問題である自衛隊の問題について伺います。

先日、田母神前航空幕僚長は、日本が侵略国家だったというのは「濡衣（ぬれぎぬ）」だと、戦前の日本のアジア侵略を否定する論文を発表しました。この主張は、戦前の侵略戦争を反省し、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意」と明記している憲法を否定し、政治の根幹を揺るがす重大なものです。

侵略戦争美化をくりかえしてきた田母神氏を空幕長に任命し、続けさせてきた政府の責任は重大です。

田母神氏は今年一月、隊員への講話で、「専守防衛」を「検討されなければいけない」とか、戦前の海外派兵を「侵略のためではない」と教えていますが、これは氷山の一角です。自衛隊統合幕僚学校長時代には、「歴史観・国家観」の講義を新設し、侵略戦争賛美の講師が講義を行ってきたのです。自衛隊の海外派兵と軌を一にしてこのような教育が行われてきたのです。アジアと世界の平和のためにも、異常な教育を根

本からは是正し、憲法と政府方針をないがしろにする自衛隊内の危険な風潮を一掃することが急務です。

そこで知事に伺います。このような自衛隊内での憲法と国の見解に真っ向から反する教育を異常と思われませんか。

あわせて、舞鶴西港の自衛艦入港問題についてお聞きします。すでに東港には、最新のイージス自衛艦が配置され、米艦船も入港を繰り返しており、日本海における舞鶴港の軍事戦略的位置づけの高さと危険性が増しています。そのような中で、自衛隊は、災害派遣に備えるための港湾調査として、今年度内に舞鶴西港にも艦艇を入港させたいと府の港湾事務所に伝えています。

今回の自衛艦の西港入港のねらいが、災害派遣を名目に前例を作り、西港を含む舞鶴港を日本海をにらむ米日の最大の軍事拠点にしようとするにあることは、明確です。

そもそも西港は、商業港として府が整備を進めており、自衛艦の入港は、今後の商業港の発展に大きな障害になり、なによりも舞鶴港全体を軍港化し、ミサイル防衛戦略に日本を一層深く組み込むことに道を開くことにつながります。

知事は「舞鶴港を日本海の窓口に」とおっしゃっていますが、平和な港だからこそ窓口になるのではないのでしょうか。非核、平和の港・舞鶴港を願う府民の願いに背いて府民を米国の行う戦争に巻き込む危険な事態を断じて許すことはできません。

府民の安全と安心に責任をもつ知事として、自衛艦の舞鶴西港寄港はきっぱりと拒否すべきだと考えますがいかがですか。

【知事】 自衛隊問題について。

前航空幕僚長の発言等の問題については、国会での審議において、自衛隊の最高の指揮監督権を有する首相も、現役の幕僚長が政府見解とは異なる見解を公にしたのはきわめて不適切であり、再発防止に万全を期すと答弁した。自衛隊における教育については、自衛隊法施行規則39条の服務宣誓にあるように、日本国憲法、法令の遵守、国民の負託に応える教育に配慮していただきたいと思っている。

舞鶴西港への自衛艦入港について。海上自衛隊から、災害時に備えて西港での接岸訓練を行ないたいという申し入れがあった。私は府民の安心・安全の確保が何よりも重要と考えているので、実際、災害時には必ず西港への自衛艦の入港が必要になる事態が想定されるのだから、そういう訓練が行なわれるのは当然だと思っている。

【西脇】 舞鶴港の問題について。新聞記事によれば、自衛隊総監部の幹部自身が「気持ちの上では、和田埠頭を含むすべての岸壁にすべての艦船を一度は入港させたい」と言っている訳です。この言葉からも舞鶴港全体をアメリカと日本の軍事拠点にしたいとの狙いがあることははっきりしているのではないかと思います。こういう狙いがあるにもかかわらず、自衛艦をいま西港に入港させること、これこそ知事がおっしゃる府民の安全安心に逆行することではないか。この際、知事としてきっぱりと入港を拒否すべきだと求めておきます。

最後に、一言申し上げます。

今ほど国民・府民の暮らしと営業を守る、福祉を増進するという政治の役割、地方自治体の役割が求められている時はないと思います。

私がこの代表質問で取り上げてきたどの問題をとりましたが、いま府民のみなさんが直面している深刻な事態は、自然現象として起こったのではなく、「政治災害」だということが共通しています。経済・雇用政策でも農業・コメ政策でも、なんでもアメリカいいなり、大企業中心で規制緩和を押し進めてきた自民党・公明党政権の責任は重大です。

国民の批判が高まるなかで、迷走と失言を続ける麻生内閣の支持率は、最近の日経新聞の調査では31%と急落しています。同調査では年明けまでに解散を求める声も過半数に達しています。

わが党議員団は、京都府が地方自治体としての役割を発揮することを改めて求めますとともに、議会内外で府民のみなさんとしっかりと手を携えて、暮らしと営業を守りぬくために、来るべき総選挙を国民本位の政権を作る第一歩にする決意を申し上げ、私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

他会派の代表質問項目

2008年12月4日

實司（自民・京都市下京区）

1. 京都府財政について
2. 大型店問題について
3. 食の安心・安全について
4. 観光について
5. 京都府のスポーツ振興について
6. 青少年の健全育成について
7. 鴨川について
8. 七条警察署廃止後の問題について
9. その他

武田祥夫（民主・京都市北区）

1. 平成21年度予算編成とポスト新府総について
2. 経済不況と府民生活について
3. 京都農業の持続的発展について
4. その他

2008年12月5日

村田正治（自民・宇治市及び久御山町）

1. 淀川水系河川整備計画案に係る四府県知事合意について
2. 府内産木材の利用促進の取り組みについて
3. 鉄道網の整備について
4. 教育に関する市町村の取り組みへの支援について
5. その他

大橋一夫（民主・福知山市）

1. 地域医療と高齢者ケア体制整備について
2. 有害鳥獣対策を中心とした野生動物の保護管理について
3. 福知山駅付近連続立体交差事業と山陰本線の複線化について
4. その他

二之湯真士（自民・京都市右京区）

1. 府政運営の基本姿勢について
2. 地域力の再生について
3. 府市協調について
4. 「文化力を活かした産業育成」について
5. 戦略的な体制整備と府財政の構築について
6. 身体障害者等駐車禁止除外指定車標章の交付について
7. その他

角替豊（公明・京都市南区）

1. 補正予算について
2. 丹後地域の温泉を活用した活性化策について
3. 地球温暖化対策と原子力発電について
4. マイクロ水力発電について
5. 府立高校における環境学習の取り組みについて
6. 京都府子ども議会について
7. 世界人権問題研究センターについて
8. その他